

後期高齢者医療の保険料制度改正

▶問合せ 保健福祉課保険係 ☎ 24-5111 (内線133)

後期高齢者医療制度では、今後、医療費の増大が見込まれる中、全ての方が安心して医療を受けられる健康保険制度を維持していくために、段階的な見直しが行われています。

令和2年度の軽減措置

軽減割合	軽減該当条件 同一世帯の被保険者と世帯主の 総所得金額などの合計額で判定
7割軽減	基礎控除額(33万円)以下の世帯で、 かつ被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)
7.75割軽減 ※1	「基礎控除額(33万円)」以下
5割軽減	「基礎控除額(33万円) + 28万5千円 × 世帯の被保険者数」以下
2割軽減	「基礎控除額(33万円) + 52万円 × 世帯の被保険者数」以下



※1…保険料の均等割額7.75割軽減は、本来の7割軽減となります。
※2…「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」は、年金・給与所得者が2人以上の場合のみ計算します。詳細はお問合せください。

令和3年度の軽減措置

軽減割合	軽減該当条件 同一世帯の被保険者と世帯主の 総所得金額などの合計額で判定
7割軽減 改正	「43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) ※2」以下
5割軽減 改正	「43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) ※2」 + 28万5千円 × 世帯の被保険者数」以下
2割軽減 改正	「43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) ※2」 + 52万円 × 世帯の被保険者数」以下

戦没者などのご遺族の皆さまへ

第十一回特別弔慰金の請求はお済みですか？

▶請求窓口・問合せ 総務課住民係 ☎ 24-5111 (内線115)

令和2年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。



◆支給対象者(戦没者等の死亡当時のご遺族で)

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- (4) (1)～(3)以外の戦没者等の三親等内の親族
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◆支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

◆請求期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

◆留意事項

- ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
- ・請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

胃がん・大腸がん検診

▶問合せ 保健福祉課健康係 ☎ 24-5111 (内線132)

胃がん(バリウム検査)・大腸がん検診を実施します。対象となる人は必ず受診しましょう。

- ◆**対象者** 40歳以上の人(昭和57年4月1日以前に生まれた人)
- ◆**受付時間** 午前8時30分～午前10時30分
- ◆**受診料** 無料
- ◆**受診上の注意** ①検診前夜8時以降は飲んだり食べたりしないでください。②検診当日はたばこを吸わないでください。③腹部を締め付けない服装で下着類は金具のないものを着用してきてください。④受診票は必ず記入し持参してください。
- ◆**その他** 受診票および大腸がん検診容器がない場合はお問合せください。また、お使いにならない容器はご返却ください。(有効期限があります)

胃がん内視鏡検診を行います

50歳以上の偶数年齢の方(対象者には通知します)に加え、昨年度受診されていない方に対しても実施しますので、ご希望の方は役場で申請してください。なお、村の集団胃がん検診(バリウム検査)とは併用できません。

- ◆**自己負担** 2,000円(生活保護世帯は無料)
- ◆**実施期間** 令和3年6月1日～令和4年2月28日

実施日	場 所	
5月19日(水)	保健センター	(1)
5月24日(月)	赤城原区民館	(2)
	永井住民センター	(3)
5月25日(火)	地域活性化センター	(1)
6月4日(金)	大河原住民センター	(1)
6月8日(火)	貝野瀬農業構造改善センター	(1)
6月13日(日)	地域活性化センター	(1)
7月31日(土)	保健センター	(1)
8月2日(月)	地域活性化センター	(1)
12月11日(土)	地域活性化センター	(1)
12月13日(月)	保健センター	(1)

※受付時間は、(1)午前8時30分～10時30分、
(2)午前8時00分～9時00分、(3)午前10時30分～11時30分

犬の登録と狂犬病予防注射

▶問合せ 保健福祉課健康係 ☎ 24-5111 (内線130)

狂犬病予防法の規定に基づき、令和3年度の犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。生後3か月以上の犬を飼育されている方は、1年に1度、予防注射を受けさせてください。当日は必ずハガキ、愛犬パスポート、手数料を持参してください。

- ◆**手数料** 登録済みの場合3,500円
新規登録の場合6,600円
- ◆**ご注意** ・釣り銭のいらないよう手数料をご用意ください。

- ・犬は、制御できる人が連れてきてください。
- ・犬が亡くなっている場合は、ハガキをご返却ください。
- また、新たな愛犬を飼う場合には、新規の登録が必要となります。

5月20日(木)

永井住民センター	(9:00～9:15)	生越住民センター	(13:20～13:40)
入原公民館	(9:25～9:45)	旧農協貝野瀬支所	(13:50～14:20)
川額集落センター	(9:55～10:15)	東小学校前	(14:30～14:50)
地域活性化センター	(10:25～10:55)	保健センター	(15:00～15:30)
三ツ谷住民センター	(11:05～11:25)		

5月21日(金)

板戸集出荷場	(9:00～9:15)
赤城原区民館	(9:25～9:45)
赤谷住民センター	(9:55～10:10)
追分住民センター	(10:20～10:40)
大河原住民センター	(10:50～11:05)
中野婦人の家	(11:15～11:35)